



平成 28 年 10 月発行

No. 41

特定非営利活動法人 成年後見センターもだま

〒525-0027 草津市野村八丁目 5 番 19 号

サニーハイツピア 105 号室

TEL: 077-598-0246 FAX: 077-598-0888

E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp



成年後見制度利用促進法の成立と 民法の一部改正について

弁護士 土井 裕明
(もだま理事)

本年 4 月に成立した成年後見制度利用促進法は、後見人候補者の人材確保、後見人報酬の助成や後見人への支援の充実、家裁と行政と後見実施機関の連携、被後見人の死後の事務の範囲の検討、市町村長による後見開始申立の積極的な活用、家裁や行政の人的体制の整備など、成年後見制度の利用促進に向けた今後の施策の方向性を示しています。

障害者権利条約が示した「代理決定から意思決定支援へ」という方向性を明確に打ち出すことまではできていないものの、おおむね歓迎できる内容といえます。今後策定される成年後見制度利用促進基本計画で、これらの施策が具体化されていくことになります。

なお、同法 11 条 3 号は、後見人の医療同意権について検討対象とすることを規定していますが、この法律によって今すぐ医療行為についての同意ができるようになるわけではありません。新法成立に併せて民法も改正されました。ひとつは、被後見人の死後も後見人が暫定的な事務を行えることを法定化したものです。相続人が管理を開始できるようになるまでの間に限り、(1)相続財産の保存のための行為、(2)相続債務の弁済、(3)火葬や埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為は、引き続き後見人の権限に基づいて行うことができるようになります。

ただし、(3)については、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

また、家庭裁判所の審判に基づき、被後見人宛の郵便物を後見人に転送し、後見人がこれを開披できるようになりました。

この点については、本人のプライバシーに対する過剰な干渉になるおそれがあり批判も強いところです。

高齢者の増加に伴い後見制度の利用はますます進むことになるでしょう。

本人の自己決定権を尊重しつつ、実務的に使いやすい制度改善の努力が引き続き求められます。



平成 28 年度 滋賀県高齢者虐待防止セミナー



去る9月28日栗東市さきらにて滋賀県高齢者虐待防止セミナーが開催されました。前半は、新潟大学法学部教授上山泰さんより「成年後見制度利用促進法」についての基調講演がありました。成年後見制度の存在は少しずつ知られるようになってきているが、「利用率の低さ、保佐・補助および任意後見の利用件数の低迷」など、運用実態は充分に活用されているとは言い難い現状があることをドイツでの利用状況と比較した説明がありました。一方で後見人等は親族から弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が担う割合が高くなってきており、こうした状況を踏まえ、今年4月にこの制度をもっと有効的に利用、活性するために成年後見制度利用促進法が施行され、国の政策決定のための土俵づくりを進めるものとして内閣府が中心となって「国レベル（法務省、厚労省等）での政策を統一する」「行政機関の積極的関与の義務」「家裁や地域の行政機関、実施団体の連携」などこれからの高齢社会に向けての喫緊の課題に対応するものとなっているとのことでした。成年後見制度が法務省、厚労省等それぞれの法律枠で実施されてきているがこの促進法が横断的な役割を果たすという意味で「掛け声法」という表現をされていました。

後半では、「これから成年後見制度に期待するもの」をテーマに、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、社会福祉法人ぼてとファーム事業団、公益社団法人認知症の人と家族の会、そしてNPO法人甲賀・湖南成年後見センターばんじーさんら4人のシンポジストからの活動の報告や、それぞれが抱える課題等について発表がありました。制度に対する思いは賛否両論ですが、支援者として相手に寄り添い本人の意思を尊重する中での活動を大切にされていることが伝わってきました。

コーディネーターの上山さんから、周囲の関係者のためではなく「本人の権利擁護、生活の質を上げるために制度を使うという視点が大切とまとめがありました。また、300件近くある欠格条項に触れ必要性があるかどうか検証もされず法律をつくる役人の怠慢のまま放置されているとの指摘がありました。

滋賀県障害者虐待防止・権利擁護研修会

～虐待防止センター職員・行政職員等初任者向け～



去る8月4日・8月9日滋賀県立長寿福祉センターにて滋賀県障害者虐待防止・権利擁護研修会が開催されました。障害者虐待防止法の基礎などの講義を受けた後、事例を検討し実際の帳票を使いながら虐待対応の流れを学びました。またグループワークでは緊急性の判断等を話し合い、意見を交換しながら支援者間での役割分担や支援計画を立てました。実務に沿った研修内容で、大変勉強になりました。

また、最後にまとめとして話がありました“虐待に気付ける視点”を養い日々の支援に携われたらと思います。

後見人紹介コーナー

専門職 後見人 ～司法書士の思い～



公益社団法人成年後見センター・
リーガルサポート滋賀支部支部長
嶋川 敏之 さん



「司法書士後見人の魅力と限界」

現在、私は公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート滋賀支部の支部長になって4年目を迎えています。読者の皆様からはリーガルサポートとして親しまれているのではないでしょうか？（と勝手に思っています）。

もだまさんから原稿依頼をいただいた時、「後見人って何をしてくれるの？」と言った質問が多いことをお聞きしました。そこで今回は、「司法書士の後見人は何をしてくれるのか」についてお話ししたいと思います。

そもそも、司法書士は不動産登記を通じて人々の財産形成に深く関わってきた経緯があります。相対的に事務処理能力や他機関との調整能力には優れています。例えば、相続手続・生活保護申請・障害年金申請・債務整理等の法的処理が後見人の職務になるときには、とても頼りになる存在になります。財産管理はもっとも得意とする分野です。

一方で身上監護面はどうしても苦手意識があります。例えば、施設入所に対して、本人に真に適した施設かどうかの見極めは非常に困難です。

また、本人やその家族から求められるニーズと、本来行うべき法定代理人としての後見業務とのずれを感じることもあります。

例えば、本人の「1週間に一度は会ってお小遣いを手渡してほしい」と言う事実行為のニーズに対して、ほとんどの司法書士は対応していないでしょう。申し訳ないですが、後見人=家族ではない、ということを御理解頂きたいと思います。

リーガルサポートでは、非常に厳しい研修を履行し続け、独自の業務報告をする者のみが後見業務を行います。高い職業倫理を持った集団であると自負しているのですが、支部長の私の所には苦情も少なからず寄せられます。多くの場合、苦情を寄せられる方と司法書士とのコミュニケーション不足です。とことん意思疎通を図ることは、本人とはもちろん支援者間でも最も重要な事であると常々考えます。

「司法書士の後見人は何でもします。出来ないことについては十分説明いたします。」





成年後見制度に関する 出張相談会

お知らせ

この相談会は成年後見制度に関心のある方や、制度の利用を考えておられる方が身近な地域で相談が受けられるようにとの想いで開催しています。成年後見制度について話だけ聞いてみたい方でも結構です。10月には守山市、11月には野洲市、12月には草津市を開催します。お気軽にお越しください。

(以降の予定：1／11栗東市・2／8守山市・3／8野洲市)



<守山会場>

10月11日（火）13時半～16時
守山すこやかセンター
3階講習室

<野洲会場>

11月9日（水）13時半～16時
野洲市健康福祉センター
3階研修室

<草津会場>

12月14日（水）13時半～16時
市民交流プラザ
小会議室



《 高齢者・障がい者なんでも相談会 》

日 時：平成28年11月27日（日） 13時30分～16時30分

会 場：栗東市役所（栗東市安養寺一丁目13番33号）

対象者：湖南4市（草津市、守山市、栗東市、野洲市）にお住まいの方

この相談会は、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政職員など複数の専門職が同時にご相談をお受けします。

皆さんの周りに困り事を抱えた方はおられませんか？

相続、消費者被害、お金の管理の不安、負債のことなどなど・・・

高齢者、障害者、ご家族だけでなく、支援いただいている方からのご相談もお受けいたします。その場で解決できない問題は、適切な機関をご紹介します。どうぞお気軽にご相談ください。

相談無料

予約不要

時間無制限



★ 会員募集

「もだま」の活動趣旨にご賛同いただける方を募集しています。
個人、団体を問わず皆様の入会を心よりお待ちいたしております。

●正会員年会費●

個人 1口	3,000円
団体 1口	10,000円

●賛助会員年会費●

個人 1口	2,000円
団体 1口	5,000円

★寄付のお願い

権利擁護を多くの方に知って頂けるよう様々な事業を実施していきたいと考えています。ご支援よろしくお願ひいたします。

TEL:077-598-0246 FAX:077-598-0888 E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp

※ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡下さい。